

自家用自動車の使用禁止処分

福岡運輸支局長は、貨物自動車運送事業法に違反した次の者について、自家用自動車の使用禁止を命じました。

処分年月日	違 反 者	処分内容	主な違反条項	違反行為の概要
令和7年7月11日	株式会社 G J カンパニー (法人番号 1290001090003)	60日	貨物自動車運送事業法 第3条違反	一般貨物自動車運送事業の無許可経営